

## 国立大学法人金沢大学自己点検評価規程

平成 23 年 3 月 18 日

規 程 第 1555 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、学校教育法第 109 条第 1 項の規定に基づき、国立大学法人金沢大学（以下「本学」という。）の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（以下「教育研究等」という。）の状況について自ら行う点検及び評価（以下「自己点検評価」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 部局 金沢大学学則第 22 条に定める部局及び同学則第 35 条に定める事務局をいう。
- (2) 法人評価 国立大学法人評価委員会が行う本学の評価をいう。
- (3) 認証評価 認証評価機関が行う本学の評価をいう。
- (4) 外部評価 本学以外の評価者が行う本学の評価をいう。

(自己点検評価の対象)

第 3 条 自己点検評価は、大学全体（以下「全学」という。）及び部局を対象として、定期的を実施するものとする。

- 2 部局を対象とした自己点検評価にあつては、前項の規定にかかわらず、学類又は系等別の単位で実施した方が効果的と部局長（以下「部局長」という。）が判断する場合は、これによることができる。

(全学の自己点検評価)

第 4 条 全学の自己点検評価は、法人評価及び認証評価の評価基準等を基に、必要に応じて本学独自の評価項目を加えて設定し、実施するものとする。

- 2 全学の自己点検評価に係る企画、立案及び実施に関する総括は、金沢大学企画評価会議（以下「会議」という。）が行う。
- 3 会議は、必要に応じ、理事、部局長又は学内の委員会等に対して、業務の一部を実施させるとともに、情報提供及び協力を求めることができる。
- 4 会議の議長は、全学の自己点検評価の結果について、学長に報告するものとする。
- 5 全学の自己点検評価に関し必要な事項は、会議が別に定める。

(部局の自己点検評価)

第 5 条 部局の自己点検評価は、当該部局における教育研究等の状況について、別に定める指針により、実施するものとする。

- 2 部局長は、自己点検評価の実施のほか、外部評価の実施に努めるものとする。
- 3 部局長は、自己点検評価及び外部評価の結果について、学長に報告するものとする。

る。

4 部局の自己点検評価及び外部評価の実施に関し必要な事項は、各部局長が別に定める。

(評価結果に基づく改善)

第6条 学長は、自己点検評価及び外部評価の結果、改善が必要と認められる事項について、当該事項を所掌する理事及び部局長に対し、改善を指示するものとする。

2 改善の指示を受けた理事及び部局長は、速やかに改善に努めるものとし、その改善状況を学長に報告するものとする。

(評価結果の活用)

第7条 自己点検評価及び外部評価並びに改善方策の結果は、本学における教育研究等に係る活動の一層の活性化、法人評価、認証評価等に活用するものとする。

(評価結果の公表)

第8条 自己点検評価及び外部評価の結果は、ホームページ等により学内外に公表するものとする。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、自己点検評価に関し必要な事項は、学長が別に定める。

#### 附 則

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

2 金沢大学自己点検評価規程（平成16年7月20日規程第114号）は、廃止する。